

正誤表

場所	正	誤
<p>P208 2 改正の内容 5 行目～6 行目</p>	<p><u>翌日から 3 年以内に支出される原状回復費用等に係る一定の欠損金額が上記 1 の災害損失欠損金額とみなされます（新震災特例法 16 の 3）。</u></p>	<p><u>翌日から 3 年以内に支出される原状回復費用等が上記 1 ②の損失の額に加えられます（政令改正）。</u></p>
<p>P208 3 適用時期 1 行目</p>	<p><u>上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後にする原状回復費用等の支出について適用されます（改正法附則 145）。</u></p>	<p><u>上記の改正の適用時期は、改正政令附則において定められます。</u></p>